

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進」では、「環境教育・学習の推進」と「パートナーシップの構築」を掲げていますが、本報告書では、「第2章 重点分野」に掲載しました。

■環境調査等の実施状況

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針（第4章116ページ）が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

＜環境調査制度の対象＞

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な場合における協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

実施状況

2010年度に、環境調査の手続きを経て、事業実施が公表された2件について、その概要は次のとおりです。

1 都市計画道路世田谷町田線道路整備事業(片平・上麻生工区)

位置	起点:麻生区古沢 終点:麻生区上麻生六丁目		事業主体	川崎市
目的	麻生区内都市計画道路世田谷町田線を現況の2車線から4車線とし、幅員を拡幅することによる自動車交通渋滞の緩和や、安全で安心な歩行空間の確保による交通事故削減などの整備効果を図ることを目的とする。			
内容	計画区間 延長:約2,070m 計画幅員:20m(現況幅員 約10m) 設計速度:60km/h 車線数:4車線(現況 2車線)			
環境配慮 の考え方	大気	工事の施工に使用する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用し、工事用車両は、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を使用する。		
	騒音・振動	工事の施工に使用する建設機械は、低騒音、低振動型のものを使用する。		
	都市アメニティ	歩道の構造においては、高齢者等が快適に通行できるよう、歩道面を車道面より若干高くし、歩道の勾配や段差を小さくできるセミフラット形式を採用しバリアフリーに配慮する。また、電線類の地中化を図ることにより、歩道が広く見え、高齢者等が安全で利用しやすい歩行空間の確保に努める。		
	資源・廃棄物	工事の実施に伴い発生する建設残土は、計画区間内での再利用に努め、場外に搬出する総量を削減する。場外に搬出する建設発土についても、可能な限り再利用に努める。また、建設廃棄物については、再資源化施設に搬入し、再資源化を図る。なお、建設資材には、極力、再生品を採用するとともに、工事中は、代替型枠材料を使用することにより、熱帯林の保全に努める。		

環境配慮 の考え方	エネルギー	道路照明には、水銀灯と比較して長寿命で消費電力の低いLEDランプ又は高圧ナトリウムランプ等を使用する。また、効率的な配光が可能となる環境配慮型の灯具を使用する。
	水循環	歩道部は車両乗入れ部を除き、透水性舗装とする。
指摘事項	道路交通騒音への配慮として、低騒音舗装等を導入するなど、積極的な騒音対策に努めること。	

2 (仮称)産学公民連携研究センター整備事業

位置	川崎区殿町3丁目25番地1内	事業主体	川崎市
目的	環境技術・ライフサイエンス分野の研究開発拠点の形成を図るため、市の研究施設である「環境総合研究所」「(仮称)健康安全研究センター」「国際ビジネス交流支援施設」等の公共施設に加え、「先端技術を有する大学・研究機関・企業等向け入居施設」の民間施設が入居した、地区を先導する研究開発施設を整備するものである。		
内容	敷地面積:約 7,000 m ² 延床面積:約 10,000 m ² 程度 入居施設:環境総合研究所、(仮称)健康安全研究センター、国際ビジネス交流支援施設等		
環境配慮 の考え方	大気	建設機械については、可能な限り排出ガス対策型の採用を促す。工用車両については、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するよう受注業者に指導する。	
	騒音・振動	建設機械の稼働、資材運搬等に使用する車両については、低騒音・低振動型を採用するよう受注業者に指導する。	
	建造物影響	電波障害については、東京スカイツリーから發送される電波を机上計算による障害予測範囲を行い必要であれば対策を実施する。	
	緑	大景木植栽等を行い、15.6%以上の緑被率を確保するとともに、良好な環境づくりにつながるよう、維持管理を含めた緑化計画を策定している。	
	都市アメニティ	「殿町三丁目地区地区計画」に基づいた、既成市街地と多摩川を結ぶ通路や多摩川沿いの通路を整備し、多摩川の河川環境と調和した潤いある都市環境の創造に配慮し、大景木の植栽などを計画している。	
	資源・廃棄物	循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や再利用・再生利用の取組みを促していく。	
	エネルギー	建築物のエネルギー利用が最適化できるように管理するBEMSを導入する。また、地中熱など再生可能エネルギーの設備を設計に反映させる。	
指摘事項	本事業は、当該地区の立地特性や事業特性から求められる環境への配慮が概ねなされた内容であると判断するところであるが、今後の事業実施に当たっては、環境調査書に記載した環境配慮事項を着実に順守するよう取り組まれない。		

環境影響評価

市は、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑・多様化し、1997年6月には「環境影響評価法」（環境アセスメント法）が制定され、方法書手続（スコーピング）等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、旧条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

実施状況

2010年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 指定開発行為実施届等受理状況

件数	件名
3件	・(仮称)川崎市小田栄計画 ・株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画 ・(仮称)川崎製作所工場建替事業

2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
11件	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）新川崎F地区計画 ・（仮称）小向住宅建設計画 ・（仮称）美しの森（犬蔵地区第4-1街区）共同住宅計画 ・（仮称）ラゾーナ川崎C地区開発計画（条例方法審査書） ・（仮称）ラゾーナ川崎C地区開発計画 ・都市計画道路宮内新横浜線道路整備事業 ・向ヶ丘遊園跡地利用計画（条例方法審査書） ・北加瀬社宅（仮称）建設 ・（仮称）川崎区小田栄計画 ・株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画（条例方法審査書） ・（仮称）川崎製作所工場建替事業

3 環境影響評価審議会の開催状況

件数	件名
7件	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）新川崎F地区計画 ・（仮称）ラゾーナ川崎C地区開発計画 ・川崎市環境影響評価等技術指針の変更 ・向ヶ丘遊園跡地利用計画 ・（仮称）川崎区小田栄計画 ・株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画 ・環境影響評価制度のあり方について

■広域的な対応の推進

今日的な環境問題の解決に向けては、市域における取組にとどまらず、関係する行政機関や近隣自治体はもとより、国連と協調し国外との連携も必要となります。

市では、国際連合環境計画連携事業や八都府市首脳会議等を通して、多角的な取組に積極的に参加・協力すること等により、広域的な対応を推進しています。

取組状況

国際連合環境計画「UNEP」連携協調事業

産業と環境が調和した接続可能な都市モデルを形成するため、国際環境施策を推進しています。

UNEP と連携した「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」の開催や、姉妹都市である中国瀋陽市をはじめ海外からの視察・研修の受け入れなど市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かした国際貢献を進めました。

九都府市首脳会議における取組

2010年度の九都府市首脳会議における環境問題（地球環境の保全、大気中の窒素酸化物及び粒子状物質削減対策、東京湾の水質改善、緑の保全・再生施策等）及び廃棄物問題の検討状況の主な概要は、次のとおりです。

●環境問題

- ・地球環境の保全に関しては、地球温暖化対策についての具体的な行動を推進するための工程表について検討を進めた。また、地球温暖化防止キャンペーンを実施するとともに、「実践しよう！地球温暖化防止への取組『はじめよう』『つづけよう』『ひろげよう』」をテーマに九都府市地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ）を実施した。
- ・大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、ディーゼル車規制の効果的な取組を実施し、エコドライブによる自動車使用方法の改善などの普及啓発を行いました。
- ・東京湾の水質改善については、各自治体の底質調査結果を収集し取りまとめました。また、水環境改善について情報交換を行うとともに、8月に「東京湾水質一斉調査」を国・大学・企業・市民団体等と連携・協働して調査しました。
- ・緑の保全・創出施策に関しては、九都府市が連携して取り組む具体的な施策の実現に向け調査・検討を進めるとともに、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び財政措置の拡充等の要望を国へ行いました。

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策

⇒ 「第2章 重点分野」の「大気汚染の低減」重点的取組事項の実施状況に掲載。

●廃棄物問題

- ・九都県市域内の約 1,800 店舗のコーヒーショップ等と連携し、リデュースとリユースに対する意識啓発を図るため、マイボトルの使用をホームページや店頭ステッカーなどにより呼びかけました。
- ・京浜東北線や南武線などの「電車広告」等を用いて、「九都県市はマイボトル宣言」キャンペーンの普及啓発と「九都県市容器包装ダイエット宣言」の認知度向上と事業者の取組促進を図る広報を行いました。
- ・宿泊施設のアメニティグッズ（歯ブラシ、ひげそり等の使い捨ての備品）について、宿泊事業者等と連携して利用者に持参を呼びかけ、廃棄物の発生抑制を図りました。
- ・2011 年のアナログ放送終了に伴い、今後多量に廃棄が予想されるテレビの適正処理及びリサイクルを推進する普及啓発広報を行いました。
- ・リサイクル関連法等に関する制度改正等を国へ要望しました。
- ・産業廃棄物の適正処理について排出事業者の意識啓発を図るため、排出事業者が産業廃棄物を排出するに当たって、適正処理を阻害する要因となっている実情や意識を調査しました。
- ・産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム 29）と共同して、高速道路において産業廃棄物処理運搬車両を対象に積載物やマニフェストの一斉調査を行いました。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する制度の問題点等について情報交換を行うとともに課題を整理し、法令の改正等を国に要望しました。

■神奈川県公害防止推進協議会における取組

神奈川県、横浜市、川崎市で組織する「神奈川県公害防止推進協議会」には、「自動車交通公害対策」、「浮遊粒子状物質対策」、「化学物質環境問題」の3つの部会があり、広域的な公害問題の解析、対策について協同で取り組んでいます。その一環として、パンフレット等を作成、配布するなど、普及・啓発活動も行っています。2010 年度は、大気環境の一層の改善等を目的として、主要道路を走行するドライバーに対して、エコドライブの実践や一般道から高速道路への迂回を促すため、これらの内容の横断幕及びチラシを作成した。

■川崎市自動車公害防止推進協議会における取組

2010 年 12 月及び 2011 年 3 月に、川崎市自動車公害対策推進協議会幹事会を開催し、「川崎市自動車公害防止計画」の見直しについて検討を行いました。また、「川崎市自動車公害防止計画」に沿った市の取組の推進状況等について協議しました。

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2010年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー（環境）から御覧いただけます。
	月刊情報誌「環境情報」	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 等 環：環境調整課
緑・公園	建設緑政局事業概要（緑編）	1回/年	建緑：企画課（緑政企画担当）
	川崎市公園・緑地等位置図	1回/年	建緑：企画課（緑政企画担当）
公害	環境局事業概要（公害編）	1回/年	環：企画指導課
	川崎市の大気環境（測定結果）	1回/年	環：公害監視センター
	川崎市公害研究所年報	1回/年	環：公害研究所
	水質年報	1回/年	環：環境対策課
廃棄物	環境局事業概要（廃棄物編）	1回/年	環：廃棄物政策担当

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2010年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

<公害研究所における調査研究結果>

テーマ	川崎市における大気中微小粒子状物質（PM2.5）の濃度推移及び実態調査
目的	PM2.5の粒子濃度の推移及び粒子の成分を調査することにより、PM2.5の挙動や発生源を解明し、削減対策を行うための資料とします。
内容	2007年度から2010年度に川崎市公害研究所の屋上で、1週間を1サイクルとして、通年で実施しました。調査項目は、PM2.5濃度、PM _{10-2.5} 濃度、炭素成分（有機炭素、元素炭素）、イオン成分（8種類）を分析しました。
結果	2007年度から2010年度のPM2.5粒子濃度は、20.2、18.2、16.9、16.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、減少傾向がみられました。PM _{10-2.5} についても、11.5、11.0、9.9、9.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と減少傾向がみられました。2010年度のPM2.5の成分では、硫酸イオンが最も多く、次いで炭素成分、アンモニウムイオンでした。また、硫酸イオン及び硝酸イオンの濃度は、季節によって濃度が大きく変化することが分かりました。
活用	2009年9月に大気中微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が告示されましたが、本市においては、2007年度から公害研究所屋上で継続してPM2.5を調査しており、濃度推移を把握するとともに、成分分析を行い、PM2.5の対策に役立てていきます。

テーマ	市内河川における水生生物及び水質調査
目的	川崎市における生物多様性の現状や生物の生息生育地の情報を収集し、その情報を広く市民に提供することを目的に、市内河川に生息する水生生物の生息状況及び水質を調査しました。
内容	2010年5月に平瀬川の嶋田橋と平瀬橋、二ヶ領用水の南橋とひみず橋の4地点で、水生生物や水辺の植物及び水質の調査を実施しました。
結果	前回調査時（平成15～19年度）と比較すると、4地点全てで底生生物の個体数、種類数が増えています。また、平瀬橋ではアユ、タモロコ、オイカワなど多くの種類の魚が確認できました。BODは0.5～1.6mg/Lの範囲であり、前回調査時と比較して概ね減少しており、水質が改善されていることがわかりました。
活用	結果は市民向けの冊子『川の生きもの』の改訂用基礎データとして活用するとともに、この冊子を広く配布して川崎市内の自然を体感し、水辺に親しむきっかけとします。

テーマ	気象シミュレーションによる夏季の市内高温度領域に関する事例研究
目的	都市の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド現象は、熱中症などの健康への影響が懸念されています。ヒートアイランド現象が起る原因は、人工的な排熱、アスファルトやコンクリートなどの熱を貯めやすい地表などが考えられますが、都市形態によって気温の状況は異なり、市内では中部の気温が夏季に高くなりやすいことが確認されています。この研究では、その要因を解明するために気象シミュレーションを行いました。
内容	真夏日が40日間連続した2001年8月を計算対象日として、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した気候緩和機能増進技術評価モデルによって、川崎市周囲50kmの範囲で気象シミュレーションを行いました。
結果	本市公害監視センターが提供している気温の実測値と計算値の一致が確認されたため、市内の気温を土地の利用状況から検証しました。この結果から、①南東部の臨海地域では海風によって気温が冷やされること、②北西部の丘陵地域では標高が高く緑地が多いため気温が上がりにくいこと、並びに、③中部ではこのような地形的に気温の上昇を緩和する作用がないために気温が高くなると考えられました。
活用	この研究結果は、高温度領域の形成について観測結果を理論的に裏付けており、土地の利用状況から気温の緩和効果を検討する上での有用な基礎資料として、行政に反映します。また、公害研究所のホームページ、冊子環境情報、全国環境研会誌で公表しました。

<衛生研究所における調査研究結果>

テーマ	地上及び上空におけるスギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査
目的	国民の10%から15%がスギ及びヒノキ花粉に対するアレルギー有症者という調査結果があり、健康福祉局では1986年から花粉アレルギー症にかかわる事業の一環として、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査を行ってきました。
内容	地上（Darham式捕集器）と上空（消防局の協力によるヘリコプターでの調査）で、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況を調査しました。

結果	<p>Darham式捕集器による調査結果は下記のとおりでした。</p> <p><スギ花粉について> 飛散開始日は2月9日でした。最多飛散日は3月11日で過去10年間で遅い傾向、飛散終了日は3月18日で過去10年間で最も早い年となりました。最多飛散数は202.5個/cm²（前年比：0.3）、総飛散数は837.9個/cm²（前年比：0.2）で、過去10年間で少ない傾向の年となりました。飛散期間は41日間で過去10年間で最も短い年となりました。</p> <p><ヒノキ花粉について> 飛散開始日は4月3日、最多飛散日は4月13日で、過去10年間ではともに最も遅く、飛散終了日は4月14日で、過去10年間で最も早い年となりました。最多飛散数は8.3個/cm²（前年比：0.07）、総飛散数は34.8個/cm²（前年比：0.05）で、過去10年間で最も少ない年となりました。飛散期間は12日間で、過去10年間で最も短い年となりました。</p> <p>2010年はスギ及びヒノキ花粉ともに、前年より最多飛散数及び総飛散数が少なく、特にヒノキ花粉は過去10年間で最も少ない年となりました。花粉数だけからみると、花粉症の人にとっては過ごしやすいかかったものと思われる。</p>
活用	<p>花粉の飛散状況は、健康福祉局健康安全室を通じて日本気象協会に情報提供され、花粉の飛散予報に活用されています。また、この調査結果は、健康福祉局健康安全室のホームページで公開されます。</p>

■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

●主な助成制度等

名称	概要
資源集団回収	家庭から排出される資源化物（古紙類、古布類、空きびん類）を集団回収する市民団体に対し、奨励金（1kgにつき3円）を交付しています。2010年は1,197団体で総回収量は46,684トン、奨励金交付額は1億4,005.1万円でした。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、軍手やごみ袋の配布など活動費の一部を補助しています。2010年度は、196団体15,635人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集（約10.55トン）を行いました。
市内統一美化活動	各区の美化運動実施支部の活動費を一部補助しています。市内全域で住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去などの清掃活動を行いました。
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2010年度は、357団体に708.6万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2010年度は、303団体に1248万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2010年度は、163団体に479.5万円の補助金が交付されました。
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2010年度は、11件、667.7万円の助成金が交付されました。
管理運営協議会	市と協定を結び、街区公園等の管理運営を行う団体に報奨金を交付しています。2010年度は474団体に2815万円の報奨金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業等協同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金について金融機関と協調して融資を斡旋するとともに、利子の補給を行っています。2010年度は9件の利子補給を行いました。
エコドライブ支援装置等の装着助成	市内事業者が車両にエコドライブ支援装置またはアイドリングストップ装置の装着を行う際に、装着費の1/2の補助を行い、2010年度は5台に助成金を交付しました。

低公害車導入助成	市内事業者が天然ガス自動車やハイブリッド自動車の導入を行う際に、改造費の1/4の補助を行い、2010年度は、4台に補助金を交付しました。
電気自動車導入助成	市内事業者が電気自動車の導入を行う際に、助成金を交付しています。2010年度は、26台に補助金を交付しました。
かわさき市民公益活動助成金	市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対して資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るため、公益財団法人かわさき市民活動センターより助成金を交付しています。2010年度は環境領域も含め全体で52事業に対し交付しました。
民間建築物の含有調査及び除去等への補助制度	市内の民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する。
中小企業エコ化支援事業	中小企業者等が実施する再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の導入に対して補助金を交付します。
環境対策資金	中小企業者等が実施する省エネルギー設備等の導入、環境に配慮した製品・技術の開発等に必要資金を川崎市、川崎市信用保証協会及び取扱金融機関が協調して融資をします。

デポジット制度 (預託払戻制度)

製品本来の価格にデポジット(預託金)を乗せ販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預託金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度(デポジット制度)等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

● 主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料 (2004年4月から実施)	施設搬入：12円/kg
粗大ごみの処理手数料 (2004年4月から実施)	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理費用	不燃 施設搬入：5円/kg

財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

財政的措置の状況

環境基本計画に掲げる環境要素ごとに、主な施策の概要に掲載する具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

環境基本計画の推進に係る事業費等

(単位：百万円)

	09年度事業費	10年度事業費	11年度計画費
大気	22,988.1	19,304.5	22,424.9
水質	3,207.4	4,236.4	3,221.0
土	111.3	101.7	105.9
化学物質	45.8	36.4	50.7
騒音・振動	8.8	8.5	8.9
水辺	272.6	318.6	397.0
緑	5,480.0	4,116.3	3,059.4
都市アメニティ	1,513.1	1,229.8	1,277.0
地球環境	129.5	169.2	173.2
資源・廃棄物	5,810.3	15,513.1	9,835.6
エネルギー	113.3	237.6	204.9
水循環	95.0	95.0	95.0
その他	31.5	31.8	26.5
合計	39,793.8	40,815.6	42,230.9